

ア ス ク

Advise and Support Care services

介護サービス相談サポートセンター
福祉サービス第三者評価機関
地域密着型サービス外部評価機関

アスクニュースレター No. 49

2013年8月1日

発行 特定非営利活動法人アスク
発行人 佐藤由紀子

〒325-0074 栃木県那須塩原市松浦町118-189

TEL/FAX: 0287-62-4310

E-mail: npo.asc@nasuinfo.or.jp

web: <http://asc.nas.ne.jp/>

会員からのメッセージ

子どもたちの今

西部 涼子(にしべりょうこ)

炎天下のもと、今日も子どもたちの大きな声が、校庭いっぱいにはびいています。

空気の抜けたボールを蹴って、サッカーを楽しんでいる子。おとなが見守る中で、木登りに夢中な子。四葉のクローバーを探して、しおりの材料にする子。クローバーの花で髪飾りを作る子。

私が勤める学童保育の子どもたちが、遊んでいる姿です。すたれていた、泥団子作りも復活しています。手足はもちろんのこと、洋服や髪の毛にまで泥が飛び散っています。

私が、子育てをしていた頃は、家の周辺や空き地であたりまえに見かけられた風景です。

空き地や、林が少なくなったこともあるでしょうが、放課後住宅地で、子どもの姿をみかけなくなりました。

学童保育の場では、異年齢集団で遊ぶことができます。しかし児童福祉法の改定前は、「おおむね10歳未満の児童であって・・・」と規定されていて、4年生以上の児童の受け入れはされていませんでした。児童福祉法の改定により、6年生までの利用が可能になりました。施設や、指導員の確保など問題はたくさんありますが、児童福祉法が改定されたことは新たな一歩であることに間違いありません。また、「子ども・子育て支援法」により市町村のたてた、「地域子ども・子育て支援事業計画」に基づいて交付金が国から出されるようになります。学童保育も含め、子育てにかかわるあらゆる事業が、子どもたちにとって今までよりもより豊かに、より良いものになっていくよう、保護者や保育の現場にかかわるわたしたちが声を上げていかなければなりません。

子ども集団、あそび、子どもの居場所として、「学童保育は最後の砦」という言葉を耳にします。学童保育の生活では、子ども同士のぶつかりあいから人間関係を築くことを学んだり、あそびや文化の伝承がスムーズに行われるとが多いのは事実です。これを『学童保育だからできるのだ。』ではなく、子どもたちの育ちを支えるとはどういうことなのかを、社会に広く発信していかなければなりません。

子どもたちがおとなになった時に「いい子ども時代を過ごせた」と思える、仲間・時間・空間をきちんと与えられる社会づくりをすることが、今、わたしたちに課せられていることだと思うのです。

(那須塩原市学童保育指導員)

新しい子ども・子育て支援制度の概要と課題

～子ども中心の支援に向けて～

大妻女子大学家政学部児童学科 准教授 加藤悦雄

5月12日(日)、アスクの総会に合わせて、勉強会「市民として、新しい子ども・子育て支援制度にどう向き合うか 子ども中心の支援を具現化するために」を実施いたしました。講義の内容を講師の加藤先生にあらためてご寄稿いただきました。

はじめに

現代における子ども期の生活は極めて不確実・不安定な様相を呈しています。当然のことながら、子どもは最も身近な養育者である親を選択できませんが、子育てにおける家庭責任の強調や地域における人間関係の希薄化は、子ども期の生活に対する親(家庭の個別の事情)による影響を強める結果をもたらしています。例えば、保護者の経済状況(低所得層か高所得層か)は子どもの生活体験の豊かさや文化に触れる機会や人間関係の広がりに加え、子どもの栄養や健康状態の良し悪しにも影響することが少しずつ明らかになっています。しかしながら、わが国にはこうした格差を是正する子ども政策が欠落しており、貧困や虐待の世代間連鎖の深刻化が危惧されます。

同様の課題は、乳幼児期のもうひとつの生活の場である保育施策にも存在します。乳幼児期の生活の場は、保育所や幼稚園、在宅、さらに認可保育施設・無認可保育施設、その他の様々な保育事業など極めて多様です。しかし、多様化する子どもの生活の場の質の向上および統一は二の次にされてきた結果、乳幼児期の生活の場にも子ども間格差が認められます。武田さち子によると、「赤ちゃんの急死を考える会」は保育施設において発生した1961年度から2008年度までの死亡事例240件を分析し、保育施設における子どもの死亡事故の特徴を明らかにしています。そこでは、・認可外保育施設での事故が全体の約85%を占めること、・乳児の周囲にまったく保育者がいない中で長時間放置されていたこと、・認可保育施設での死亡事故は、2000年までの40年間で15件だったが、規制緩和後の2001年度以降の8年間に22件も発生していることなどです(武田、2012)。

さて、民主党政権のもとで構想されてきた「子ども・子育て新システム」の争点のひとつに、保育所と幼稚園に分断された2つの就学前施設を一体化し、「すべての子どもへの生育環境を保障し、子どもを大切に作る社会」を実現することが謳われていました。その後、自民党と公明党を含む3党修正協議に基づき、総合こども園法案は撤回され、新たに幼保連携型認定こども園の創出を含む子ども・子育て支援新制度が提起されるに至ったのです。それでは現在議論されているこの新しい制度は、果たして乳幼児期をはじめとする子どもの生活基盤の安定を促進するものとなるのでしょうか。

1. 新しい子ども・子育て支援制度の概要

新しい子ども・子育て支援制度は平成27年4月から実施が予定されています。財源として、消費税率の引き上げ(平成26年4月に8%、平成27年10月に10%)によって確保される0.7兆円を含め1兆円程度の追加財源を要するとされています(社会保障・税一体改革)。実施主体である基礎自治体(市町村)は、子ども子育て関連の国庫負担金・国庫補助金、並びに事業主拠出金を一本化した子ども・子育て交付金と市町村財源を用いて、子ども・子育て支援給付と地域子ども子育て支援事業を実施することになります(表1)。

このうち新しい制度の導入に伴う保育施設の移行イメージとして、図1のような変化が予測されます。

以上のように、施設型給付の対象である認定こども園に限っても、幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、認可外保育施設型(地方裁量型)認定こども園の4種類が並列するように、わかりにくさの度合いは増すことになると考えられます。このうち幼保連携型認定こども園とは「義務教育及びその後の教育の基礎を培う

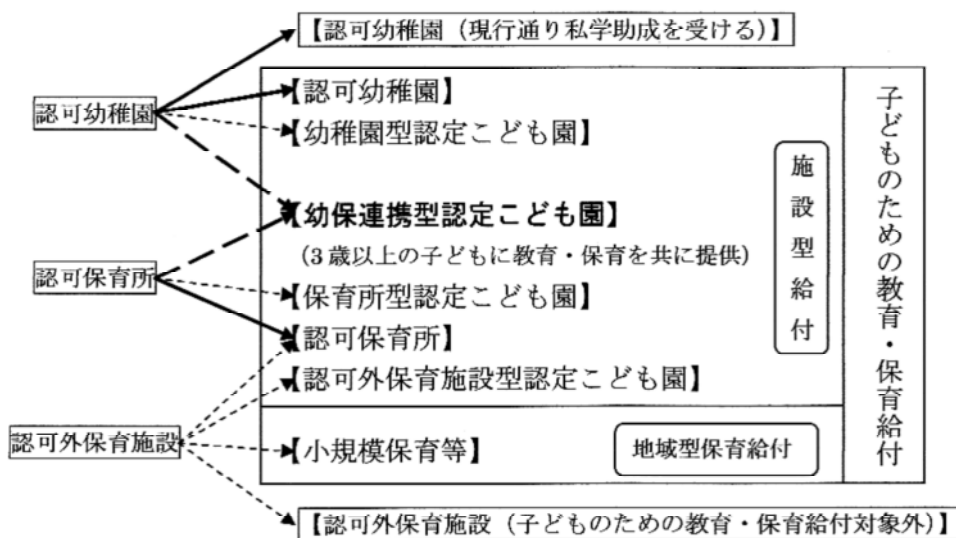
ものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行う」(改正認定こども園法2条7項)施設と規定され、設置主体は国・地方自治体、社会福祉法人、学校法人に限定されています。また、現在、認可外

保育施設に対する公的な補助はありませんが、新制度では、一定の基準を満たして市町村長の確認を受けることができれば、認可外保育施設型(地方裁量型)認定こども園として施設型給付費を受けることが可能となります。

表1. 新しい子ども・子育て支援制度の給付・事業の体系

子ども・子育て支援給付 (個人給付として実施)	地域子ども・子育て支援事業 (市町村事業として実施)
子どものための現金給付 ・児童手当 子どものための教育・保育給付 (代理受領方式により実施) (1) 施設型給付の対象 ・認定こども園 ・保育所 ・幼稚園 (2) 地域型保育給付の対象 ・小規模保育(利用定員6人以上19人以下) ・家庭的保育(利用定員5人以下) ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育(従業員を主とするほか、地域の子どもも対象)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者支援事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業 ・ファミリーサポートセンター事業 ・子育て短期支援事業 ・延長保育事業 ・病児、病後児保育事業 ・放課後児童クラブ ・妊婦健診 ・実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

図1. 新しい子ども・子育て支援制度導入に伴う保育施設の移行イメージ



また、保育所や認定こども園を利用する際の手続きも変更されることとなります。現在の保育制度では、保護者が市町村に申し込み、市町村は保育に欠けるか否かの入所要件の認定と入所決定を一体的に行い、保育を必要とすると認定されれば入所が決ま

る仕組みとなっています。それに対し新制度では、「保護者は、支援法の規定にしたがい、市町村に支給認定の申請をし、認定を受けたうえで、認定証をもって、保育所利用の場合は再び市町村に、認定こども園や地域型保育事業を利用する場合にはその施

設や事業所に、利用の申し込みをしなくてはなりません」(伊藤、2013)。すなわち、保育の必要性・必要量の認定(なお、認定結果として、8時間の長時間区分と4時間の短時間区分の設置)と利用申し込みという2段階の利用手続きを要することになります。

2. 新しい子ども・子育て支援制度の実施・推進体制

先述したように、新しい子ども・子育て支援制度

は平成27年4月実施を目指し、現在、制度施策の内容を詰める作業が進められています。こうした審議機関・推進体制の要を担う部署として、内閣府に設置された子ども・子育て会議と、実施主体である基礎自治体(市町村)に設置される地方版子ども・子育て会議(合議制の機関、設置は努力義務)を挙げることができます。制度実施までの約2年間に、それぞれの機関で審議される事項は主に次のような内容です(表2)。

表2. 子ども・子育て会議における主な審議事項

<p>【子ども・子育て会議(内閣府に設置)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本指針について(子ども・子育て支援の意義、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定指針(ニーズ調査の内容・施策づくり等)など) ・幼保連携型認定こども園の認可基準について ・小規模保育事業の認可基準、地域子ども・子育て支援事業の実施基準について ・教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の給付対象に関する確認基準について ・公定価格及び利用者負担の設定について ・保育の必要性の認定基準について
<p>【地方版子ども・子育て会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村子ども・子育て支援事業計画(計画期間5年間)の策定 子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査票の検討と調査の実施 子どものための教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の需要見込みの検討 子どものための教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制・サービスの確保方策の検討など

私たちにとって最も身近な審議機関・推進体制は、基礎自治体(市町村)に設置されている地方版子ども・子育て会議です。現在(平成25年7月現在)行われている審議内容は、子ども・子育て支援事業計画策定の第一段階であるニーズ調査票の検討作業です。ニーズ調査は主な目的は、子どものための教育・保育事業と地域子ども・子育て支援事業、さらに育児休業制度の利用希望などを明らかにすることですが、この結果は必要とされるサービス事業を計画的に整備していく際の根拠として活用されることとなります。ニーズ調査票の雛形は国によって示されていますが、ニーズ調査は子どもや子育て家庭の置かれている状況を把握できる貴重な機会であり、今後5年間の施策づくりを推進するための根拠(資料)として活用するものであるため、自治体独自の調査項目を工夫・設定することも大切であると考えられます。自治体による独自調査項目の一例と

して、表3のような内容が考えられます(表3)。

しかし、このようなニーズ調査は量的な観点によるニーズ把握を目的としており、具体的な援助の方法などを構想する際には、例えば、ひとり親家庭や10代の子育て家庭、在日外国人の子育て家庭など何らかの困難を抱えがちな家庭、さらには児童館や学童保育などを利用する子ども本人に対するヒアリングを実施することも必要ではないかと考えられます。また、保護者のニーズと子どものニーズは、必ずしも一致するとは限りません。子どもの視点にたったサービスの質を確保し、子どもにやさしいまちづくりを推進するには、ニーズ調査とは異なる根拠を提起していくことも必要であり、ひとつの方法として「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)を自治体レベルで具体化する「子ども条例(子どもの権利条例)」などを策定することも有効であると考えられます。

を傾け、子どもの成長と向き合います。おとなは、それぞれの役割と責任を自覚しながら、お互いに力を合わせ、子どもの育ちを応援します。そして、おとなも、家庭や学校、地域などで子どもと共に歩むことができるよう支援されます。

松本には、四季折々の豊かで美しい自然と子どもの育ちを支える地域のつながりがあり、ふるさと松本を愛する人たちがいます。そんな松本で、子どもの権利を保障し、すべての子どもにやさしいまちづくりをめざして、日本国憲法及び児童の権利に関する条約(以下「子どもの権利条約など」といいます。)の理念をふまえ、ここに松本市子どもの権利に関する条例を制定します。

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

(意見表明や参加の促進)

第11条 市は、子どもが育ち学ぶ施設や社会の一員として自分の考えや意見を表明し、参加する機会やしゅくみを設けるよう努めます。

2 市は、子どもが利用する施設の設置や運営さらには子どもにかかわることがらを検討するときなどは、子どもが考えや意見を自由に表明したり、参加したりすることができるよう必要な支援に努めます。

3 育ち学ぶ施設関係者や市民は、子どもが施設の運営または地域での活動などについて考えや意見を表明し、参加できるよう機会の提供に努めるとともに、子どもの視点を大切に主體的な活動を支援します。

4 市などは、子どもの意見表明や参加を促進するため、子どもの考えや意見を尊重するとともに、子どもの主體的な活動を支援するよう努めます。

(子どもの居場所)

第13条 市などは、子どもが安心して過ごし、遊び、学び、活動したり文化にふれたりしていくために必要な居場所づくりの推進に努めます。

第5章 子どもの相談・救済

(子どもの権利擁護委員)

第16条 市は、子どもの権利侵害に対して、速やかで効果的な救済に取り組み、回復を支援するために、松本市子どもの権利擁護委員(以下「擁護委員」といいます。)を置きます。

2 擁護委員の定数は、3人以内とします。

3 擁護委員は、子どもの権利に関し、理解や優れた見識がある人のなかから、市長が委嘱します。

4 擁護委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の擁護委員の任期は、前任者の残りの期間とします。なお、再任を妨げるものではありません。

5 市は、擁護委員の職務を補佐するため、調査相談員を置きます。

第17条 擁護委員の職務は、次のとおりとします。

(1)子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、その子どもの救済や回復のために、助言や支援を行います。

(2)子どもの権利の侵害にかかわる救済の申し立てを受け、または必要があるときには自らの判断で、子どもの救済や回復にむけて調査、調整、勧告・是正措置、意見表明を行います。

(3)前号の勧告・是正要請や意見表明を受けてとられた措置の報告を求めます。

第6章 子ども施策の推進と検証

(子どもにやさしいまちづくり委員会)

第23条 市は、子どもにやさしいまちづくりを総合的に、そして継続的に推進するとともに、この条例による施策の実施状況を検証するため、松本市子どもにやさしいまちづくり委員会(以下「委員会」といいます。)を置きます。

2 委員会の委員は、15人以下とします。

3 委員は、人権、健康、福祉、教育などの子どもの権利にかかわる分野において学識のある者や市民のなかから市長が委嘱します。

4 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残りの期間とします。なお、再任を妨げるものではありません。

(委員会の職務)

第24条 委員会は、市長の諮問を受けて、または委員会の判断で、次のことについて調査や審議を行います。

(1)計画推進に関すること。

(2)子どもに関する施策の実施状況に関すること。

(3)その他子どもにやさしいまちづくりの推進に関すること。

2 委員会は、調査や審議を行うにあたって、必要に応じて子どもをはじめ市民から意見を求めることができます。

(提言やその尊重)

第25条 委員会は、調査や審議の結果を市長その他執行機関に報告し、提言します。

2 市長その他執行機関は、委員会からの報告や提言を尊重し、必要な措置をとります。

【参考文献】

- ・内閣府子ども・子育て支援ホームページ <http://www8.cao.go.jp/shoushi/>
- ・武田さち子「乳幼児の安全・安心と保育政策」『子どもの安全・安心ガイドブック』(子どもの権利研究第20号 48-49頁)日本評論社、2012年
- ・伊藤周平『子ども・子育て支援法と保育のゆくえ』かもがわ出版、2013年
- ・松本市ホームページ <http://www.city.matsumoto.nagano.jp/>



子どもたちとつくる
貧困とひとりぼっちのなймаち

特定非営利活動法人 山科醍醐こどものひろば 編

幸重忠孝・村井琢哉 著 かもがわ出版 刊

1200円(+税)

2013年7月21日 発行

用事があつて東京に行くと、どんなに時間がなくても本屋に立ち寄ることだけはどうしてもやめられない。ネットですぐに本が買える今でも、本屋の書棚の間をふらふらすることでしか出会えない本もある。この本もその1冊。題名に吸い寄せられてしまった。しかもよく見たら買ったのは記

載の発刊日前だった。

この本は、京都盆地の東、山科醍醐地域(全人口約17万人、0~17歳の子ども約3万人)で、30年以上子育て支援や子どもの健全育成活動を中心に取り組んできた「NPO法人 山科醍醐こどものひろば」が、2010年から始めた子どもの貧困対策事業の活動報告である。本の帯には「NPOが取り組む はじめての子どもの貧困対策」とある。ここでは、子どもたちがひとりぼっちでなく人と接する温かさのある夜を過ごせるようにと願い、夜の子どもの生活支援を行っている。夜、家庭でひとりで過ごす小中学生たちが平日17時から21時まで学生サポーターと過ごすトワイライトステイ。小学生たちが平日17時から翌朝の登校までを過ごすナイトステイ。「第1部 子どもの貧困課題への挑戦」では、なぜ、この事業が必要なのか、何を大切にしているのかが書かれている。

「第2部 地域の子どもの育つ環境をつくる」では、山科醍醐こどものひろばという会そのものが、手段や方法を変えたりしながら、地域のなかで育ってきた様子が描かれている。「手法や手段が変化しても、Win-Winの活動であることは、今後も変わらぬ理念であり続けるはず」と言い切るところに、この会が長く、そして広く活動を広げながら続いてきた理由が見てとれる。活動を支えるしくみなどを生み出す環境づくりについて、数々の壁を乗り越えてきた会ならではの具体的な取り組みは、NPO法人を運営するものとして考えさせられることばかりだった。

今年6月19日、「子どもの貧困対策法」が参議院本会議において全会一致で可決、成立した。法案では、生まれ育った環境によって子どもの将来が左右されることがないように、教育を受ける権利や文化的な生活を保障することで、「貧困の連鎖」を防ぐことを国の責務としている。この法律が、そしてこれから作られていく制度やしきみが、こうした地道な地域での取り組みを後押しするものであってほしいと願う。

(YN)

子どもの貧困問題を知るならこの1冊。子どもの貧困の現状・課題・提言がまとめられています。

「子どもの貧困白書」

子どもの貧困白書編集委員会編 明石書店刊

2800円(+税) 2009年9月4日(初版第一刷)



寄稿
歓迎

次号のニュースレターは10月発行予定です。読者からの情報や投稿を歓迎いたします。書籍紹介欄に取り上げるのにふさわしい書籍をご紹介下さい。新本、旧本を問いません。400字程度の紹介文を付けていただくとありがたいです。原稿はニュースレター発行元へ、9月末までにメール又はFAXでお送り下さい。

ケアワーカーさん、あなたのひとりごとを聞かせてください！

最近息子が野球を始め、初めての練習試合に参加しました。

もちろんベンチです。

野球は、ピッチャーが投げたボールをバッターが打つことで、点を競い合う競技です。

点を取るだけで勝てるわけではなく、相手に点を取られないように守らなくてはなりません。

ピッチャーが投げ、味方の選手が自分のところで打球を止め、相手の選手を塁に回らせないように、そして点を取らせないようにします。ベンチは応援の声を出し、グラウンドの中にいる選手と同じ気持ちで守ります。この声は選手を勇気づけることはもちろん、試合の雰囲気を変え、勝敗までに影響することを実感しました。

攻撃のときも、チーム全員がバッターボックスに入っている気持ちで、点を取りにいけます。さらに、打手が打って塁に走ることに専念出来るように、バットを手際よく片付け、落ちたボールを拾い、きれいに拭き、ヘルメットをきれいに並べ取りやすくしたりという一見当たり前ととらえがちなことを、息子や他の子がコツコツやっていて、そのことを監督やコーチ、他の選手が御礼を言ってくれていました。

嬉しいことに、試合は勝利でした。帰りの車の中で息子はとても喜び、自分のやった応援や片づけなどの役割が勝利につながったことをとても誇らしげに話していました。

この出来事をおして感じたことは、「人は誰でも自分の人生において主人公で、生きている限り役割がある。」こと、そして「その人なりの魅力を持っている」ということです。

誰かが支援を必要としているときは、その魅力を輝かせ誇らしく感じることができるよう、まずとりまく環境を整えることに徹しています。まずは相手の立場に立つという人間関係の基本だと思っています。

ナイチンゲール『看護覚え書』に

“人間は、生まれつき生命力を持つ。看護はその「生命力」を高めるように環境を調整する営みである。”とあり、私の原点です。

以上、フローレンスナイチンゲール生誕5月の出来事をつぶやいてみました。

(看護師・保健師)

アスクの活動から

外部評価・福祉サービス第三者評価活動

《地域密着型サービス外部評価》WAMNET (<http://www.wam.go.jp/>) に評価結果公表

- 2012年度分 小規模多機能型居宅介護 さくら荘(那須塩原市)
- 認知症対応型共同生活介護事業所 グループホームこころ親園(大田原市)
- 認知症対応型共同生活介護事業所 ホームタウン宝木(宇都宮市)
- 小規模多機能型居宅介護 清雲台ケアセンター(大田原市)

《福祉サービス第三者評価》とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構HP <http://www.tfhs.jp/>

特別養護老人ホーム、保育所、児童養護施設等の評価活動実施中

9月頃一部評価結果公表の予定

《研修・学習会等》

外部評価審査委員会・外部評価調査員学習会・第三者評価調査者学習会
社会的養護関係施設評価調査者養成研修(京都市)研修派遣